

茨城県中央環境衛生組合個人情報保護法施行条例施行規則

令和6年4月1日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県中央環境衛生組合個人情報保護法施行条例（令和6年茨城県中央環境衛生組合条例第7号。以下「組合条例」という。）第2条の規定によりその例によることとされる茨城県中央環境衛生組合個人情報保護法施行条例（令和5年茨城県条例第3号）第6条の規定に基づき、組合条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 組合条例の施行については、茨城県中央環境衛生組合個人情報保護法施行条例施行規則（令和5年茨城県規則第2号）の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。